

# 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区） 核燃料物質使用施設等保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 21033023 号  
令和 3 年 3 月 3 0 日  
原子力規制庁

## I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 3 年 1 月 12 日付け令 02 原機（大安）096 をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 5 7 条第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請が、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 1 号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

なお、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

## II. 申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

1. 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 2 7 年原子力規制委員会告示第 8 号。以下「線量告示」という。）の一部改正に伴う変更  
線量告示の一部改正を踏まえて、放射線業務従事者の眼の水晶体の線量限度を変更する。

## 2. 立入制限区域の基準の変更

立入制限について、立入制限区域の基準の線量当量率の変更を行う。

## 3. 特殊放射線作業計画書の提出基準に係る変更

特殊放射線作業計画書の提出基準について、線量告示の一部改正を踏まえた変更及び施設管理統括者が放射線安全上特に特殊放射線作業とする必要があると認める作業において当該計画書を提出する旨の変更を行う。

## 4. 個人線量計の区分の明確化

個人線量計について、個人の被ばく管理又は作業管理を目的とする線量計を補助線量計とし、また、放射線業務従事者の被ばく線量の評価を目的とする線量計を基本線量計とする区分変更を行う。

## 5. 一時的な保管状態にある核燃料物質の管理の削除

燃料研究棟において、一時的な保管状態にある核燃料物質の貯蔵又は廃棄が完了し、対象となる核燃料物質に係る措置が不要となるため、関連条文を削除する。

## Ⅲ. 審査の内容

### Ⅲ－１. 原子炉等規制法第５７条第２項第１号

規制庁は、本申請について、保安規定に定める放射線管理等が、核燃料物質の使用又は変更の許可を受けた本使用施設等の位置、構造及び設備の内容と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第５７条第２項第１号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

### Ⅲ－２. 原子炉等規制法第５７条第２項第２号

規制庁は、本申請について、以下のとおり、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和３２年総理府令第８４号。以下「使用規則」という。）各条文に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第５７条第２項第２号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

#### 1. 使用規則第２条の１２第１項第６号（管理区域及び周辺監視区域の設定等）

使用規則第２条の１２第１項第６号に関する審査基準は、管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていることを求めている。

規制庁は、管理区域内において特別措置として設ける立入制限区域の基準の変更について、基準値の線量当量率を 1mSv/週から 1mSv/h に変更し管理するとしていることを確

認したことから、使用規則第2条の12第1項第6号に関する審査基準を満足していると判断した。

## 2. 使用規則第2条の12第1項第8号（線量、線量当量、汚染の除去等）

使用規則第2条の12第1項第8号に関する審査基準は、放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、使用規則第2条の12第1項第8号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 線量告示の一部改正に基づく放射線業務従事者の眼の水晶体に係る線量限度が定められていること。
- ② 特殊放射線作業計画書の提出基準の変更について、施設管理統括者が放射線安全上特に特殊放射線作業とする必要があると認める作業とし、当該計画書に基づき実施することで線量限度を超えないよう管理することが定められていること。
- ③ 個人の被ばく管理又は作業管理等を行う目的で個人線量計の区分を明確化し、放射線業務従事者が受ける線量限度を超えないための措置が定められていること。

## 3. 一時的な保管状態にある核燃料物質の管理の削除

規制庁は、本変更は、一時的な保管状態にある核燃料物質の貯蔵又は廃棄を完了したことに伴う関連条文の削除であり、これらを除き核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等に係る規定に変更はないことを確認した。

なお、上記のほか、文書名の変更、文書番号の追加等の記載の適正化がなされた事項について、適切に反映されていることを確認した。